

# (参考) 各国の酪農・乳業の現状

		日本	韓国	英国	デンマーク	カナダ	NZ
酪農	生産者数	1.8万戸	0.6万戸	1.4万戸	0.4万戸	1.2万戸	1.2万戸
	生乳生産量	733万トン	221万トン	1,508万トン	519万トン	863万トン	2,190万トン
	平均乳価	97.3円/kg	106円/kg (103,270KRW/100kg)	55円/kg (30.61GBP/100kg)	58円/kg (302.00DKK/100kg)	74円/kg (76.87C\$/100kg)	60円/kg (67.50NZ\$/100kg)
	出荷形態	①指定団体(97%) ②その他(集荷業者、農協、個人等)(3%)	①乳業に直接販売(3割強) ②全国組織(3割強) ③単協(3割強)	①乳業に直接販売(約7割) ②生産者組織(約3割)	アーラフーズ(酪農協が母体の乳業会社)に直接販売(約9割)	州毎に1つ設置された機関(州政府機関、ミルクマーケティングボード等(MMB等))が生産者毎に生産量を割当。全量MMB等に出荷。	フォンテラ(酪農協が母体の乳業会社)に直接販売(約9割)
	乳価決定の方法	①指定団体と乳業との相対交渉(用途別に年間価格を決定) ②乳業との相対交渉等	①から③まで、 ・2013年から、政府の示す算定式(生乳価格連動制)により決定 ・前年度乳価に生産費と物価上昇率を加味	①生産者と乳業との相対交渉 ②生産者組織と乳業との相対交渉	乳製品の国際価格やコスト等を基に、アーラフーズ内で決定(月毎に見直しを実施)	・飲用向けについては、各州のMMB等が決定 ・加工向けについては、国の酪農委員会(政府機関)が決定する乳製品の支持価格を基に、MMB等と乳業が相対交渉	・乳業は年度初めに、国際価格等を基に乳価(見込み値)を算定し、提示 ・生産者は、提示された乳価を踏まえ、出荷先を選択
乳業	工場数	247 飲用:203 乳製品:44	80	400 <sup>*</sup>	54	444	51
	規模(千トン/年) (1工場当たり平均生乳処理量)	飲用:19.3 乳製品:76.4	27.7	37.7 <sup>**</sup>	95.9	19.4	429.2
	仕向け割合	飲用:52% 乳製品:48%	飲用:74% 乳製品:26%	飲用:47% 乳製品:53%	飲用:10% 乳製品:90%	飲用:31% 乳製品:69%	飲用:3% 乳製品:97%

出典:JIDF「世界の酪農情況2015」(2014年度の数值)、IDF「The World Dairy Situation」、牛乳乳製品統計

注1) \* 英国は企業数。

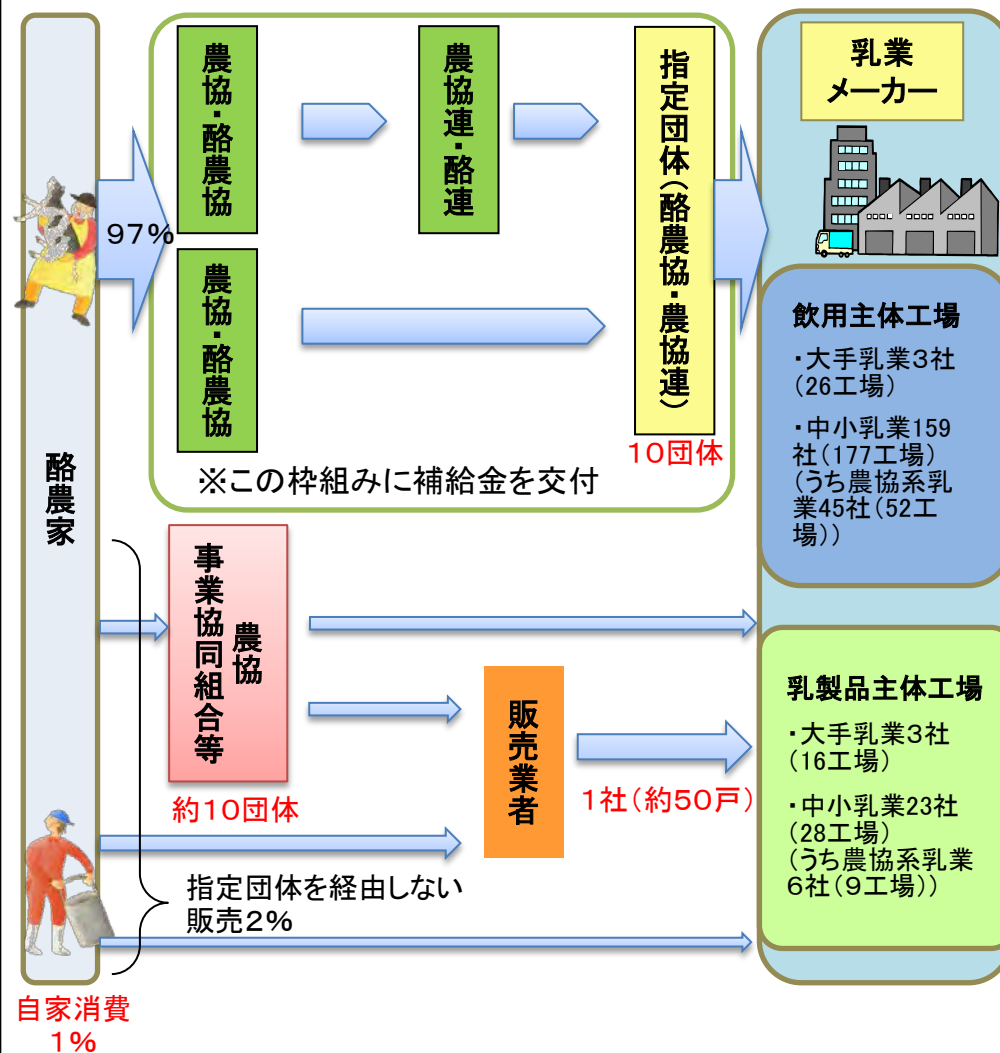
注2) \*\* 英国の乳業の規模は、工場数が不明につき、生乳生産量÷企業数で算出。

注3) 為替相場 「年間平均 TTS Yearly-Average TTS」 韓国ウォンKRW(100unit) =10.27円、英ポンドGBP(1Unit) = 178.21円、デンマーククローネDKK(1Unit) = 19.14円、カナダ・ドルCAD(1Unit) = 97.37円、NZ・ドルNZD(1Unit) = 89.76円

## 2 生乳流通の現状(生乳の販売ルート)

- 酪農家が、生乳を販売するルートについては、
  - (1) 指定団体に出荷する場合
  - (2) 指定団体ではなく、
    - ① 酪農家から農協・事業協同組合を通じて、直接又は自主販売業者を介して、乳業メーカーへ販売
    - ② 酪農家自らが販売業者を介して、乳業メーカーへ販売
    - ③ 酪農家自らが乳業メーカー(6次産業化を含む)へ販売するケースがある。
- 指定団体を経由して販売される生乳のうち、加工原料乳(バター、脱脂粉乳、チーズ等用)に対し、補給金を交付している。

### ○生乳の販売ルートについて



## 2 生乳流通の現状(補給金の目的)

- 加工原料乳生産者補給金は、
  - ・ 乳価の低い加工原料乳に限って補給金を交付し、酪農家による生乳の再生産を確保することを目的としている。
  - ・ その交付については、指定団体に販売委託する生産者に対して交付されている。
- 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「加工原料乳法」)施行時は、牛乳乳製品の需要が将来にわたって増加し、特に、飲用向けの消費が大幅に増加すると想定。
- その後、飲用牛乳等は少子化や競合する他飲料の消費拡大等から減少傾向で推移。一方、生クリーム等やチーズの消費は増加し、今後も増加が見込まれるなど、消費動向に変化。
- このような中、補給金の政策目的は、国際化の進展と消費動向の変化に対応し、需要の伸びが期待できる乳製品の生産拡大へ重点が移ってきている。

- 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法  
(昭和40年法律第112号)(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、牛乳及び乳製品の需要の動向と生乳の生産事情の変化に対処して、当分の間、独立行政法人農畜産業振興機構に、生乳生産者団体を通ずる加工原料乳に係る生産者補給金の交付、輸入乳製品の調整等に関する業務を行わせることにより、生乳の価格形成の合理化と牛乳及び乳製品の価格の安定を図り、もつて酪農及びその関連産業の健全な発達を促進し、併せて国民の食生活の改善に資することを目的とする。

(生産者補給金の交付)

第十二条 指定生乳生産者団体は、機構から生乳受託販売に係る加工原料乳についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、当該指定生乳生産者団体に(中略)生乳受託販売に係る委託をした者に対し、その委託に係る生乳の数量を基準として交付しなければならない。

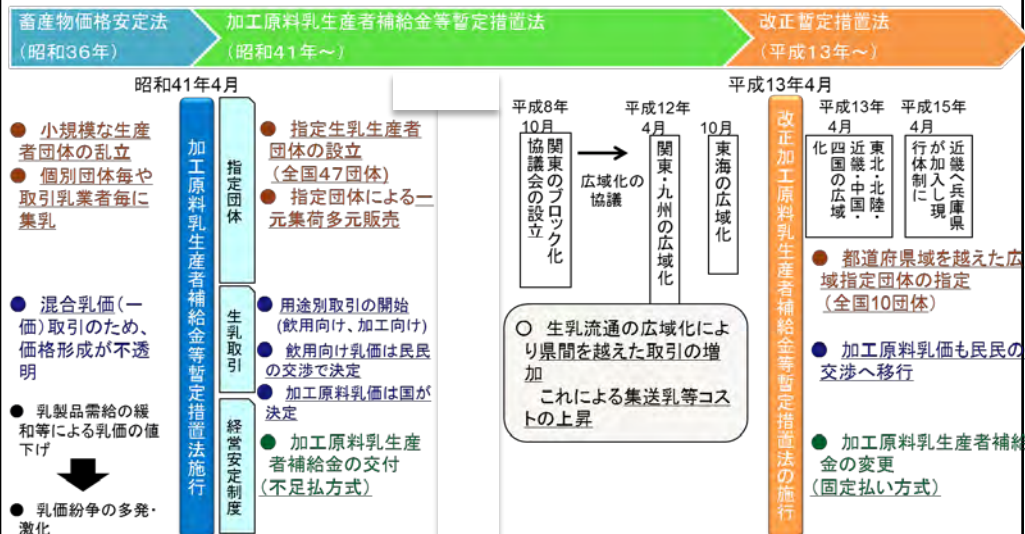
## 2 生乳流通の現状(指定団体の変遷)

○ 昭和41年以前の生乳取引・流通は、小規模な生産者団体が乱立しており、乳価交渉力が弱く、生産者と乳業者の間の乳価紛争が多発していた。

○ このため昭和41年、加工原料乳法が施行され、指定団体を通じて補給金を交付する仕組みが構築された。この指定団体は、加入の妨害禁止や独禁法の特例を有する農協・農協連の機能を活用し、更に生乳取扱数量が地域の相当量(1/2超)とするなど、乳価交渉力の強化等を図ってきたところ。この時点においては各都道府県に1の指定団体を設立した。

○ 平成13年以降、生乳流通の広域化により、県間を越えた取引が増加したこと等を背景に、複数の都道府県を区域とする広域指定団体に移行し、現在は全国10団体となっている。

### ○指定団体制度の変遷



## 2 生乳流通の現状(現行の指定団体制度)

- 現状においては、指定団体に生乳を出荷しなければ、補給金を受け取れないことから、
  - ① 出荷先の違いにより補給金の交付・不交付が決まるのは不合理
  - ② 指定団体に出荷せずに酪農家の創意工夫による特色ある乳製品の製造・販売などに取り組む際のリスクが大きいといった声が存在。

- 一方で、
  - ① 指定団体は条件不利地域からもあまねく集乳して地域内でコストを均等に負担している
  - ② 補給金は、飲用向け・乳製品向けを適切に調整し、不利益な(飲用向けより低い乳製品向け乳価で販売)ところに出すべきとの声も存在。

### ○ 規制改革会議(第34回農業WG)における単位農協からの説明

・「指定団体に入らなければ補給金をもらえないという制度そのものは、もう変です。」

### ○ 規制改革ホットラインへの提案事項

・「自主販売酪農家が加工向けにより需給調整を行なっても、その費用は全て農家負担となっています。(略)酪農の経営改善のためには、酪農家が自己の経営の利点を生かし、目的に合った販売形態の選択ができるようにする必要があります。」

### ○ 自民党農林合同会議ヒアリングにおける単位農協からの発言

・「南宗谷は北海道の一番北に位置し、指定団体は、多様な規模の農家から一元的に集荷効率的に生乳を輸送している。また、悪天候により道路が遮断された場合にも、行政や指定生乳団体が連携して生乳の輸送を行ってきたところ。」

・「現行の指定団体制度を廃止するということは、遠隔地では、輸送コストの増により生産基盤の崩壊に繋がる。」

### ○ 規制改革会議(第27回農業WG)における酪農家からの説明

・「補給金という何となく言葉として補給金、国の制度でもらっている。でもそこにはちゃんとした理由があるのではないかという思いなのです。無造作に誰でも彼でも渡しているわけではなくて、そこにはちゃんと頑張ったからこそそのものだったり、不利益なところに対してのものだったり(略)。」

・「加工原料乳の話、これはしっかりと誰かが需給調整をしなければ、日本のバランスは崩れてしまうのです。」

○ 農協については、「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」(平成26年6月与党とりまとめ)及びこれを受けた農協法改正において、組合員が農協の事業を利用するかどうかは組合員の選択に委ねられるべきものであることを徹底する観点から、「農協は組合員に事業利用を強制してはならないこと」が農協法に明記されたところ。

○ また、農協については、「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」(平成26年6月与党とりまとめ)において、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、「行政は農協を他の農業者団体等と同等に扱うこと」という考え方が示されている。

○ 農業協同組合法(平成27年改正後)

第10条の2 組合は、前条の事業を行うに当たっては、組合員に対しその利用を強制してはならない。

○ 「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」(平成26年6月与党とりまとめ)

3 行政における農協の取扱い

農協が、農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、適切に取り扱う。

○ 行政は、単位農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やその団体等と同等に扱う。

○ 行政は、単位農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数を支払って行うものとする。

なお、農協が補助金申請等に際して自主的に行う組合員サービス(申請書記載代行等)は、行政代行とは別ものである。

## 2 生乳流通の現状(指定団体制度の諸機能の評価・検証)

- 指定団体制度の諸機能としては、
- ①輸送コストの削減、②条件不利地域の集乳、③乳価交渉力の確保、④ 飲用向けと乳製品向けの調整、としているところ。
- このうち、①、②、③の機能については、農協・農協連が販売事業の一環として取り組むものであり、農協・農協連の機能を活用して発揮されている機能である。
- これに加えて、加工原料乳法において、
- ア)生乳の取扱数量が相当の割合(1/2超)となっていること、
  - イ)員外利用が実質的に制限されていないこと、
- を指定要件として機能を強化している。
- また、② 条件不利地域の集乳については、同法第7条6号を受けた施行規則第7条第1号において「対価の算定方法については、生乳の数量及び規格以外の事項を基準としないこと」とされ、条件不利地域を含めて同等の対価を支払う仕組みとなっている。
- また、④飲用向けと乳製品向けの調整については、補給金を通じて機能を発揮されている。補給金は、乳製品に仕向けられる加工原料乳の価格は飲用向けよりも低い価格条件という状況に対し、乳製品向けに仕向けても生乳の再生産を可能とし、飲用向けと乳製品向けの仕向きの調整の実効性を担保する機能を有している。
- 現行では、補給金は指定団体にのみ交付されており、補給金の機能は指定団体を通じてのみ発揮されている。
- 指定団体に生乳を出荷しなければ、補給金を受け取れないことから、それ以外の者は自ずと飲用主体の仕向けに向かうこととなる。

(参考) 法制面からの整理

目的	農協としての機能	指定団体に指定することの効果	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集送乳の合理化               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 輸送コストの削減</li> <li>— 条件不利地域の集乳</li> </ul> </li> <li>・ 乳価交渉力の確保</li> </ul>	<p>① 農協は、販売事業の一環として、当然に輸送コストの削減、条件不利地域も含めた集乳の確保、乳価交渉力の確保に努めるべきもの。</p> <p>※1 農協は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない(農協法第19条)</p> <p>※2 農協は、独禁法の適用除外(独禁法第22条)</p> <p>② ただし、農協の事業は組合員が利用するのが原則であり、員外利用規制(原則、組合員利用分量の1/5まで)がある。</p>	<p>① 左記目的の観点から、以下のとおり農協の機能を強化</p> <p>1) 指定団体の指定要件として、「地域内で生産される販売数量に対し、受託販売に係る生乳の数量が相当の割合(1/2超)を占めていること」となっていること(加工原料乳法7条第2号、第3号、同法施行規則第5条)</p> <p>2) 指定団体の指定要件で「員外利用が実質的に制限されていないこと」となっていることを受けて、農協法上の員外利用の上限について(農協法施行令第2条)、組合員利用分量の100/100に緩和していること</p> <p>3) 指定団体の指定要件として、「対価の算定方法については、生乳の数量及び規格以外の事項を基準としていないこと」となっていること(加工原料乳法施行規則第7条第1項)</p>	<p>① 実態上、指定団体が集乳する生乳生産者の大宗は当該指定団体の直接又は間接の会員である農協の組合員である。</p> <p>② 農協法上は、事業の性格に応じ、別法がなくとも員外利用上限の特例を定めうる。</p> <p>(例) 販売事業のうち組合員の生産する物資の加工に係る事業、医療・老人福祉事業</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲用向けと乳製品向けの調整</li> </ul>		<p>② 指定団体を通じて委託販売される加工原料乳に対し、補給金を交付(加工原料乳法第5条)</p>	



## 2 生乳流通の現状(指定団体の中間コスト)

○ 酪農家への乳代精算に際しては、生乳販売代金から生乳販売に係る手数料や集送乳経費等を控除。

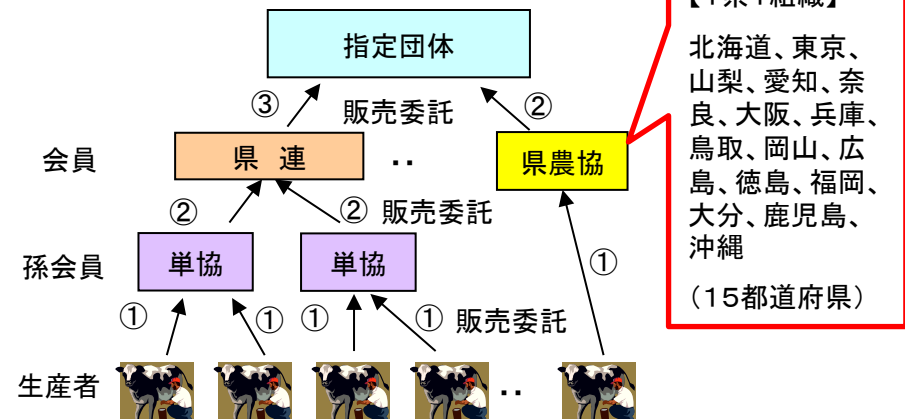
① 生乳販売に係る手数料は、日々の出荷乳量の確定や乳代精算事務等に係る経費で、生乳に対して従量制又は従価制により徴収。

② 手数料は、生乳生産量、酪農家戸数、職員数等によって変化するが、単協-県連と多層になっているほど経費は高む傾向。

○ 酪農家の規模拡大や戸数の減少が進む中で、手数料水準、その根拠、透明性等について様々な意見が存在。

○ 送乳業務は指定団体がほぼ一元的に管理しているが、集乳業務については、一元管理できていない指定団体が存在。

指定団体と生乳出荷の流れ



○ 中間コストの比較(県内に2段階と3段階が存在する場合)

	A県		B県	
	2段階	3段階	2段階	3段階
手数料	2.41	3.04	1.71	1.94
集送乳費	7.45	8.35	5.84	8.01
CS費	1.57	1.57	1.36	1.36
検査費	0.15	0.15	0.15	0.15
合計	11.58	13.11	9.06	11.46

(単位: 円/kg)

## 2 生乳流通の現状(指定団体の内部組織の合理化)

- 平成13年の指定団体の広域化以降、集送乳の合理化や中間コストの削減を図るため、指定団体内の組織の再編合理化を推進。

1県1組織となっている県の数

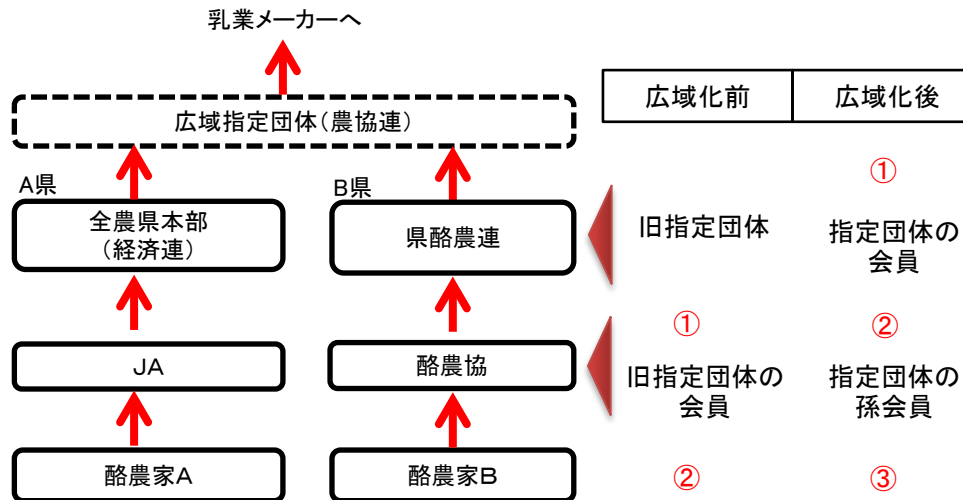
平成13年:3県(鳥取、大分、沖縄) → 平成28年:15都道府県

- 西日本では、1県1組織となっている県が多く、東日本は少ない状況。特に、経済連、全農県本部が指定団体の会員となっている県での進展が遅い状況。
- 1県1組織を進める上で、①総合農協と専門農協の違い、②各団体における事業範囲や収益構造、③資産・負債の状況、④役職員の処遇、手数料等が課題となり、進みにくい状況。

は、1県1組織となっていない県

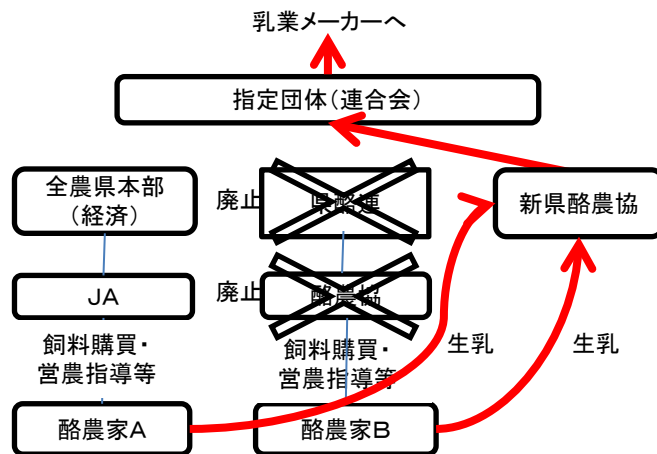
ブロック	都道府県	ブロック	都道府県	ブロック	都道府県
北海道	北海道	北陸	新潟県	中国	鳥取県
東北	青森県		富山県		島根県
	岩手県		石川県		岡山県
	宮城県		福井県		広島県
	秋田県		長野県		山口県
	山形県	岐阜県	徳島県		
関東	福島県	東海	愛知県	四国	香川県
	茨城県		三重県		愛媛県
	栃木県		滋賀県		高知県
	群馬県		京都府		福岡県
	埼玉県		大阪府		佐賀県
	千葉県	兵庫県	長崎県		
	東京都	奈良県	熊本県		
	神奈川県	和歌山県	大分県		
	山梨県		宮崎県		
	静岡県		鹿児島県		
		沖縄	沖縄県		

- 広域指定団体の設立に伴う会員の組織再編



- 1県1組織の事例(兵庫県、平成28年4月～)

総合農協系、専門農協系を問わず、全ての酪農家が、新たに設立した酪農協の組合員となり、1県1組織化を達成。新組織には、旧組織の資産を引継がないことを条件としている。



## (参考) 指定団体とM社の農家受取乳価の試算値

項目	①乳業者からの受取乳価(H27)	②集送乳等経費(H27)			③加工原料乳補給金(H27)	酪農家の手取り (①-②+③)	④M社の買受価格 (年間契約) 2015.4~	
		うち 手数料	うち 集送乳費	うち 検査費				
								(円/kg)税別
北海道	86.87	6.16	1.46	4.56	0.14	6.42	87.13	83~93
東北	108.86	12.19	2.82	9.23	0.15	1.32	97.99	93~103
関東	110.49	7.85	2.26	5.39	0.20	1.21	103.85	98~108
北陸	121.18	6.90	2.32	4.37	0.20	0.15	114.44	95~105
東海	113.22	7.49	2.01	5.28	0.20	0.63	106.36	93~103
近畿	116.74	7.48	2.15	5.08	0.25	0.09	109.35	95~105
中国	113.16	8.49	3.11	5.22	0.15	0.42	105.09	93~103
四国	115.42	8.81	1.57	6.98	0.26	0.39	107.00	95~105
九州	107.46	10.42	2.93	7.31	0.18	1.36	98.40	95~105
沖縄	132.34	4.25	2.65	1.60		0.04	128.13	-

※①は中央酪農会議調べ

②、③は牛乳乳製品課調べ。集送乳等経費は、指定団体から地域農協までの合計を加重平均した。

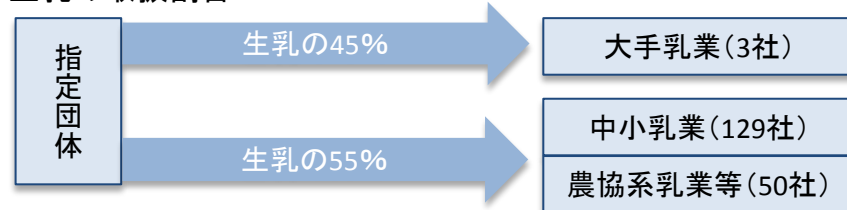
また、集送乳費には、CS経費を含む。なお四捨五入の関係で合計と一致しない。

④はM社のHPより(網掛けはM社が集乳していない地域)

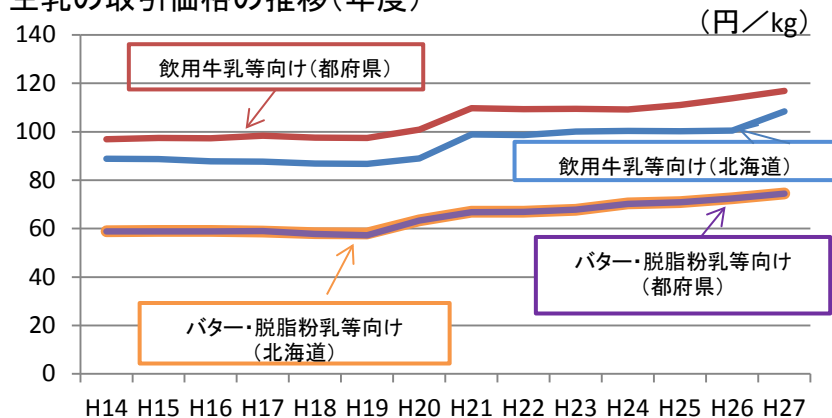
## 2 生乳流通の現状(指定団体の乳価交渉)

- 生乳の取引価格は、指定団体と乳業メーカーとの交渉により、生産コストの変動、生乳の需給状況等を踏まえ、毎年度、用途別に決定。
- 一方で、①生乳需給はひっ迫しているにも関わらず乳価上昇が限定的、②乳価改定時期が遅い、③交渉過程が不透明、④他の地域の乳価と比較ができない、⑤中小乳業は満足に乳価交渉に参加できない等の指摘。
- 乳価形成の透明化と高い乳価を提示する社がより多くの乳量を確保できるよう、平成28年度から生乳の入札を実施。

### ○ 生乳の取扱割合



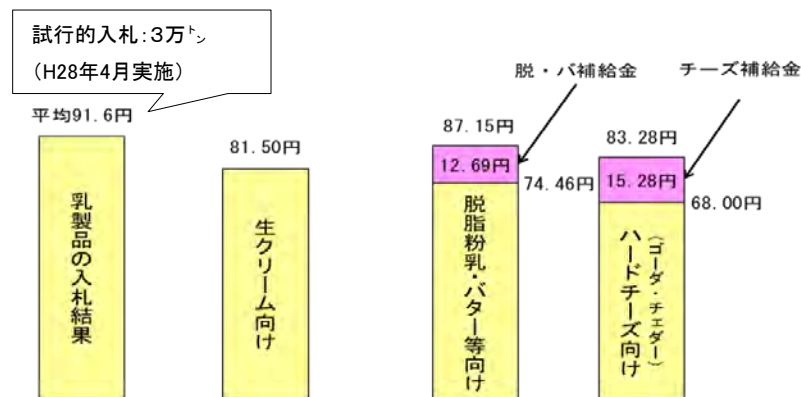
### ○ 生乳の取引価格の推移(年度)



資料:農林水産省調べ

注)消費税相当額抜き

### ○ 北海道における乳製品向けの生乳取引価格と入札結果



注1:用途別乳価はホクレンの数値(平成28年度取引乳価)

注2:消費税相当額抜き

## 2 生乳流通の現状(部分委託)

- 指定団体制度の趣旨である集送乳の合理化、乳価交渉力の確保等の観点から、全量委託を基本としつつも、近年の多様化する消費者ニーズに対応し、酪農家の創意工夫による6次産業化の取組を支援し、酪農家の付加価値創出を促進するため、生乳受託販売の弾力化を順次実施。
- 指定団体に生乳を出荷しつつ、その一部について、
  - ① 自ら処理して牛乳製品を製造・販売できる制度(自家製造枠1.0トン/日)を創設(H10年)し、その後、1.5トン/日(H24年)、3.0トン/日(H26年)と順次拡大
  - ② プレミアム取引制度を創設(H10年)し、酪農家自身がプレミアム上乗せ額を乳業と直接交渉することを可能とする(H26年)
  - ③ 特色ある生乳(ジャージー種、NON-GMO、有機等)の乳業者への直接販売を可能とする(H26年)等の見直しを実施。
- ③については、酪農家が直接販売する際の要件として、販売先の乳業者の処理能力が3トン以下となっている。これに対して、酪農家の創意工夫による特色ある牛乳の製造や、乳製品の製造・販売を制限しており見直すべきとの声も存在。

### ○ 全量委託について

【加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号)(抜粋)】  
 第6条第2項 (略)指定を受けようとする生乳生産者団体は、(略)生乳受託販売の事業及び生産者補給金の交付の業務に関する規程を定め(略)、当該都道府県知事又は農林水産大臣に提出しなければならない。

【指定生乳生産者団体の受託規程について(平成13年2月 生産局長通知)(抜粋)】

模範受託規程例 別記1 生乳受託契約例 (委託を受ける生乳の範囲)  
 第1条 乙(※会員の農協又は農協連)は、甲(※指定団体)の生乳受託規程を承認の上、乙の取り扱う生乳の全量を、特別の条件を付さずに、甲に生乳受託販売に係る委託をするものとする。

### ○ 部分委託について

【指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について(平成10年4月 生産局長通知(改正 平成24年、26年)(抜粋)】

(略)模範受託規程例は、通常の状態委託を受けて行う生乳の販売のみを考慮して作成されたものであり、(略)生産者の意欲的・自主的な取組として(略)このような事例については速やかに対応できるよう所要の措置を講じるものとする。(略)

### ○ 6次産業化等の取組状況(平成27年4月末時点)

	取組件数	平均仕向量
①自家製造	223件	0.1トン/日
②プレミアム取引	60件	1トン/日
③乳業者への直接販売	1件	0.1トン/日
計	284件	

※ 平成32年度 6次産業化の取組件数目標:500件  
 (平成27年4月末時点実績 284件)